

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・平成 XX 年〇月期とは、平成 XX 年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1 年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

〔平成 28 年 3 月 31 日現在〕

項目		平成 28 年（2016 年）												平成 29 年（2017 年）								
法令	会計基準・適用指針・実務対応報告	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期		
「企業結合に関する会計基準」等の改正																						
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 22 号 平成 26 年 3 月 28 日） 企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 57 号 平成 26 年 8 月 20 日）	「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号） 「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号）等（平成 25 年 9 月 13 日）	原則適用																				
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 63 号 平成 26 年 9 月 30 日）	「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 12 号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 14 号）（平成 26 年 5 月 16 日）	原則適用																				
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正																						
－	「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 18 号）（平成 27 年 3 月 26 日）	原則適用																				
平成 26 年金融商品取引法に伴う大株主の状況等の改正																						
金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 38 号 平成 27 年 5 月 15 日）	－	原則適用																				
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表及び改正																						
－	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号）（平成 27 年 12 月 28 日公表、平成 28 年 3 月 28 日改正）	早期適用（注 1）										原則適用										
「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」の公表																						
－	「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 27 号）（平成 28 年 3 月 14 日）	原則適用																				

注 1. 早期適用した連結会計年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表においては、早期適用した連結会計年度の四半期連結財務諸表について、本適用指針第 49 項(3)①～③に該当する定めを当該年度の期首に遡って適用するとされています。